

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正						改正理由
本則 (略)						本則 (略)						
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)						
番号	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠規程	番号	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠規程	
1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7	グローバルイ ノベーション 研究院	農学府及び農学部、工学府 及び工学部若しくは生物シ ステム応用科学府を兼務す る助教	3年	再任不可	法第4条 第1項第1 号	7	グローバルイ ノベーション 研究院	農学府及び農学部、工学府 及び工学部若しくは生物シ ステム応用科学府を兼務す る助教	3年を超え ない範囲	再任不可	法第4条 第1項第1 号	
8～13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8～13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (令和3年11月17日教規程第49号)

この規程は、令和3年11月17日から施行する。